

北海道合唱コンクール

出場団体各位

コンクール実行委員会 審査部

## 審査員用楽譜提出についてのお願い

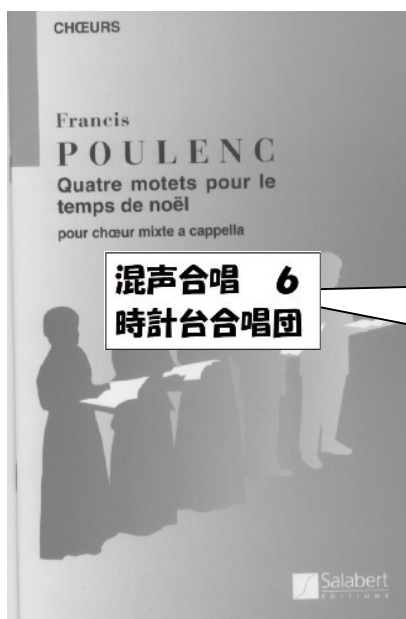
コンクール参加されるに際しまして、審査員用の提出していただきますが、次のようにしていただきますようお願いいたします。

### 【用意するもの】

- ア** 団体名を記すために、表面に貼るもの（おすすめは「ポスト・イット」の75mm×75mm）
- イ** 演奏する曲をあらわすために貼る付箋（おすすめは「ポスト・イット」の75mm×25mm）

#### 1. 楽譜の表面について

##### a. 表紙がある場合



ここに部門・出演順・合唱団名を記入した上記**ア**を貼ります

(例)

混声合唱 6  
時計台合唱団

出演順が判らない場合は部門と団体名を

演奏する曲目が複数曲で、楽譜が複数冊になる場合は、表紙に「1冊目」「2冊目」の表示を入れます。

(例)

混声合唱 6  
時計台合唱団（1冊目）

b. 表紙がない場合



書き方は a と同じですが、**A**を楽譜にかからないように貼るか、かかっても、用紙をめくって楽譜が見えるように貼ります

(例)

混声合唱 6  
時計台合唱団

これを基本としますが、タックを使用しても、従来から貴合唱団で提出されている表示の仕方でも結構です。ただし、「部門・出演順・合唱団名」のすべてが表示されており、見やすいことが必須です。

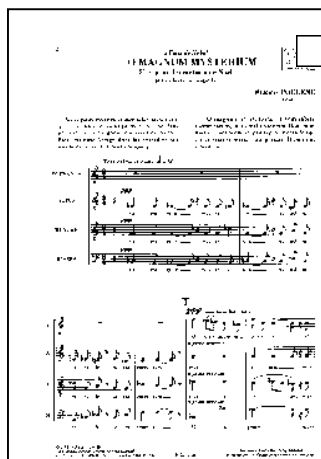
(出演順が判らない場合は部門と団体名のみを明記)

2. 演奏曲をあらわす付箋 (前述のイ) について

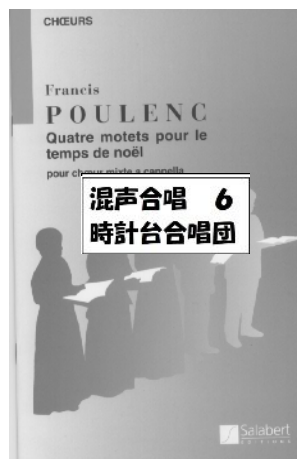
a. 自由曲の全部がピース譜 (1曲しか入っていないもの) 1冊のみの場合

①表紙がない場合はそのまま (上図 b) で結構です。

②表紙がある場合は、曲の冒頭に付箋を貼って、表から見えるようにしてください。



このように

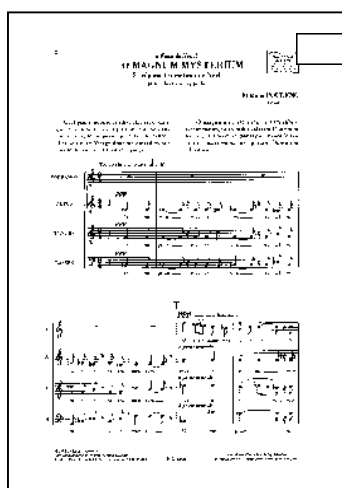


楽譜を閉じると、このように見えます。

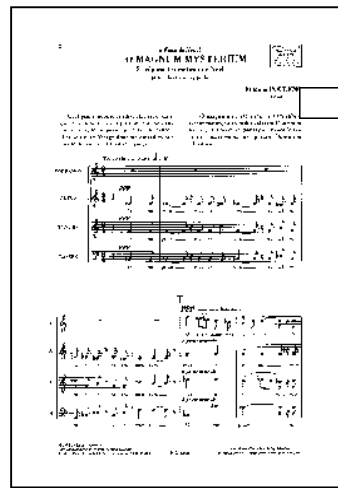
b. 1冊の楽譜から複数曲演奏する場合

- 付箋を、演奏する曲ごとの冒頭に貼り付けます。

このとき、付箋の端に最初に演奏する曲順に①、②、③…の番号を入れて、貼り付け位置を曲順にずらします。



(1曲目)

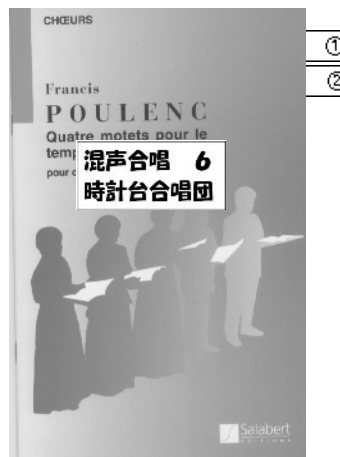


(2曲目)

表紙から見ると、

このようになります。3曲、4曲演奏する時も同様です。

表紙のない楽譜の場合は1-bを行なったあと、上記2-bを行なってください。

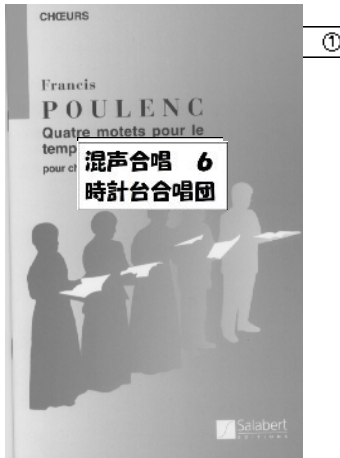


c. 複数冊の楽譜から、複数の曲を演奏する場合。

まず、前述1. 楽譜の表面について の作業を楽譜ごとに行ないます。表紙がある場合 (a)、ない場合 (b)、両方の場合 (a + b) など、それぞれに適合した作業を行ないます。どの楽譜 (何冊目であっても) も、表面には「部門・出演順・合唱団名」が必要です (審査員にわかるように ○○合唱団 1冊目 などと入れておくとよいでしょう)。

次に、曲順をあらわす付箋を貼ります。楽譜全部を揃えた状態で、正面から見て、曲順に付箋がついているようにしてください。

1 曲目

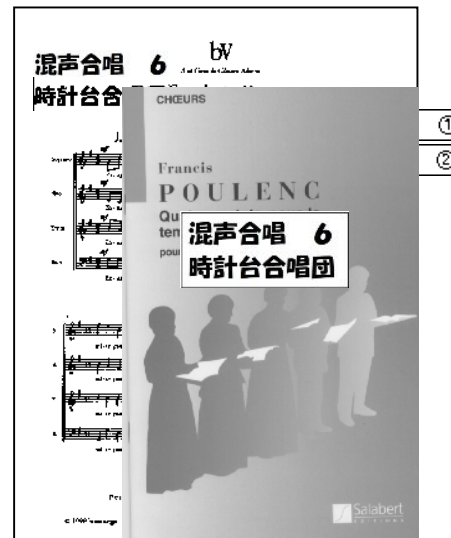


2 曲目



楽譜を全部揃えた状態で、  
右図のようになっていれば  
OKです。

ご協力よろしくお願いたします。



付記

## 楽譜をコピーして提出しなければならない場合の注意事項

### ①品切れの場合

取り次ぎ店または出版社の理由書（〇部注文したが、〇月〇日現在在庫がないため、コンクールには間に合わない等が書かれており、買う意志が明確と判断される書面）が必要です。特に出版社の場合は、コピー許可の書面が必要です。それと、必ず JASRAC（著作権協会）の許可（許可したと記されている書面）が必要です。

### ②絶版の場合

出版社の、絶版である旨の証明と、コピー許可の書面が必要です。

### ③委嘱作品等、未出版の場合

作曲者本人の許可書が必要です。見本が必要な場合は、北海道支部斎藤事務局次長に照会してください。

※最近“受注生産楽譜”が多くなっていますので、「店頭にないから絶版である」と各自で勝手に判断せずに、出版社に問い合わせ、出版社からの書面をもらってください。

### ④パブリック・ドメインの楽譜の場合

ホームページ上でダウンロードできる楽譜があります。この楽譜は、著作権の管理外か、著作権が消滅したものを、各自が浄書して pdf 化し、ホームページにアップしているものがほとんどです。したがって、楽譜の版面権も放棄していることが多いので、その場合はコピーして提出することができます。コンクールでの提出では、それを示すために、楽譜がアップロードされている URL を記載してください。

※著作権が消滅している楽曲や作曲家でも、現在販売されている楽譜や過去に出版された楽譜（つまり、販売されていた楽譜）そのものをコピーすることは、出版社の出版権や、レイアウト等の版面権が残っているため、著作権法では違法となりますので、コピーはできません（念のため）。

疑問点等があれば、全日本合唱連盟北海道支部 斎藤事務局次長へ問い合わせてください。